

## 2 金融業における環境配慮行動の意義と可能性

### 2.1 海外の金融業における環境配慮行動の進展経緯と今後の方向性

#### 2.1.1 融資業務

銀行が環境問題に関心を払う嚆矢は米国における通称スーパーファンド法（The Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act(CERCLA)）の施行であった。銀行は責任問題が生じることを怖れて、融資を制限するという動きがひろがった。また、浄化責任を問われることで融資先企業が破綻するという事例も生じた。1990年の春に、米国の裁判所が「融資先企業によって引き起こされた汚染地の浄化費用負担責任」を銀行に初めて認定したこと（フリート・ファクターズ判決（Fleet Factors Case）として一般に知られている事例）は、銀行自身に環境問題の責任が及んだ典型的な出来事であった。

この事例では、銀行が顧客の意思決定に影響を及ぼす立場にあった、ということが理由となっている。こうした限定付きの条件であったにもかかわらず、米国では連邦準備制度理事会が1991年10月に各連邦準備銀行の監督官に、「環境責任（Environmental Liability）」に関する通達を出し、銀行の環境リスク管理体制の在り方について言及している<sup>2</sup>。その結果、まず米国で、続いてヨーロッパ、オーストラリア、カナダなどで、銀行が次々に環境デューデリジェンス<sup>3</sup>担当部門を設立し、1990年代の初め、もしくは半ばには、土地が担保物件の第1位に設定される全てのローンに環境デューデリジェンスが適用されるようになった。

1990年代半ばには、多くのヨーロッパの銀行が、環境配慮型の金融商品を開発したり、コーポレートファイナンスやプロジェクトファイナンスに当たって環境リスクを評価するプロセスを開発するようになる。

1990年代の後半では、これらの銀行の一部は、マネジメント、法遵守やその他の環境評価基準に基づいて「環境パフォーマンスの良好な企業」に貸出を行っていることを強調するようになった。また、環境関係の新たな技術に融資を注力する金融機関も現われてきた。

ほとんどの国には、銀行の融資業務に関して、必ずしも環境側面での直接的な法的要求または規則があるわけではない。しかし、1993年に米国連邦預金保険

<sup>2</sup> <http://www.federalreserve.gov/boarddocs/SRLETTERS/1991/SR9120.HTM>

<sup>3</sup> デューデリジェンス（Due Diligence）とは、「精査」、「適正評価」と訳される。事前に、企業の有する経済的、法的、物理的な事実関係を多角的に精査することで投資リスク・リターンを把握することをいう。

公社 ( Federal Depository Insurance Company ( FDIC )) から出版されたガイドラインは、被保険者となる米国のすべての銀行に環境リスク管理をトップレベルの優先順位とすることを求めている。

また、途上国における開発プロジェクトについては、世界銀行が融資の際の事前審査を規定した環境ガイドラインを 1989 年に策定( 1999 年にはさらにその内容を強化 ) している。世界銀行の環境ガイドライン ( Pollution Prevention and Abatement Handbook ) は、それが拘束力をもつものではないにもかかわらず、環境アセスメントを銀行が行う際のガイドラインとして機能しており、各地域の開発系銀行も同様のガイドラインを作成し、自ら適用しているのが現状である。

### 2.1.2 投資業務

一般的な投資家は、必ずしも古くから環境問題に関心を払っていたというわけではない。米国において倫理的投資や社会運動と結びついた投資は確かに存在していたが、関心は専らベトナム戦争や南アフリカのアパルトヘイト問題などに向けられていた。英国においても、1948 年から英国国教会が機関投資家として、武器、アルコール、タバコ、ギャンブルに関連する企業に対する投資を忌避する方針を明確にしたり、1984 年に社会的責任投資を明確に打ち出した英国で初めて投資信託商品 “ Friends Provident Stewardship Fund ” が設定されたりしたが、環境問題は、必ずしも焦点になってはいなかった。

しかし、1980 年代半ばには、環境保全技術に投資をするというテーマ型投資信託が登場してくる。さらに、1980 年代末に、広く環境配慮を行う企業に投資をする最初の投資信託 “ the Merlin Ecology Fund ” が設定される。1990 年代に入ると、これに続いて続々と環境効率性<sup>5</sup>の観点から投資企業を選定する投資信託がヨーロッパで設定されるという状況を迎えた。

一般的な投資家が企業の社会的責任、特に環境問題への取組を注視しはじめたというのはこの 5、6 年の状況であるといえる。しかし、環境問題が企業経営に与える影響が増大してくるにつれて、環境面からの企業スクリーニング<sup>6</sup>を通じて、投資行動における収益の増加、不要な環境リスクの回避を意図することは当然の帰結といえることができる。

---

<sup>4</sup> <http://wbln0018.worldbank.org/essd/essd.nsf/Docs/TOC?OpenDocument>

<sup>5</sup> 環境への負荷に対する経済活動の効用の大きさを環境効率性という。一般的に、環境効率性が高ければ、同時に生産効率性や費用効率性も高くなると考えることができる。

<sup>6</sup> スクリーニングとは、ふるい分けという意味である。つまり、環境面からの企業スクリーニングとは、従来の財務や株価による選別とは別に、一定の環境評価指標を用いて投資対象銘柄を絞り込むプロセスのことをいう。

今日では、証券取引（株式もしくは投資信託に対する投資）において、投資先と環境問題との関連が考慮される状況が確実に広がっている。その形態は以下の3つのいずれかに分類することができる。

- (a) 環境面からの企業スクリーニング、もしくはポートフォリオに組み入れられた多数の会社の継続的な調査分析、に基づいて行われる投資
- (b) 新規株式公開の際の環境面でのデューデリジェンス、もしくはある企業の環境問題に帰因する潜在的負債、を調査して行われる投資
- (c) 環境サービス産業（例えば廃棄物処理または水処理）を対象として行われる投資

とりわけ、企業の社会的責任もしくは環境効率性にもとづく投資信託の拡大には顕著なものがある。企業の環境パフォーマンスに対する投資家の関心は、個人及び機関投資家を問わず着実に高まっている。ここ数年にわたって、環境パフォーマンスの優劣が株式価値を左右するか否かという論争があった。より多くの調査が必要であるものの、ポジティブな相互関係が存在するという考え方が徐々に広がっている。

この考え方に対する支持は環境効率性ファンドの最近の残高増大や運用成績でも裏付けられている。最初の環境効率性ファンドは1990年代前半から出てきているが、99年、2000年には数多くのファンドが設定されて、資産総額は100億米ドルを超えていると見られる。

この5年ほどのあいだに、さまざまな調査機関（例えば米国のInnovest Strategic Advisors社、スイスのSustainable Asset Management社など）が環境配慮行動に関する企業情報や環境スクリーニングの結果情報など分析データを提供し始めるようになった。ファンドマネジャーは、こうした機関から情報を購入し収益率の改善を目的に、自身の投資モデルに活用している。

さらに、1999年には、Dow Jones Sustainability Group Index（以下DJSGIという）<sup>7</sup>のような標準株価指数も生まれている。最近では、フィナンシャル・タイムズ社（Financial Times）とロンドン証券取引所の合併会社であるFTSE International社が創設したFTSE4Good Indices<sup>8</sup>の事例がある。

またヨーロッパでは、年金基金の情報開示制度が創設されたり、環境ベンチャーに対して投資する未公開株式ファンド、ベンチャーキャピタルファンドなどが出現している現状にある。

---

<sup>7</sup> <http://indexes.dowjones.com/djsgl>

<sup>8</sup> <http://www.ftse4good.com>

### 2.1.3 補償業務

損害保険会社は、環境問題に広汎に関わるようになった最初の金融業であるといえる。1970年代に、損害保険会社はアスベストに関連した損害賠償に直面し始めた。1980年代に入ると米国の損害保険会社はいわゆるスーパーファンド法により企業が負担する汚染土壌浄化費用を保険金として補償することが出てきた。多くの損害保険会社は、1980年代前半に環境汚染賠償責任保険を提供し始めたが、請求を過小評価して、予想より保険金支払いが大きな額になった。これらの問題は、損害保険会社の破産、買収、合併及びリストラ事例をもたらす結果にもなった。

1985年に、損害保険会社は一般賠償責任保険（Comprehensive General Liability）の約款を改訂し、汚染に起因する損害については免責とすることにした。その結果、企業は環境汚染損害及び賠償責任をカバーする特別の保険を購入しなければならなくなった。

1990年代に入ると、地球温暖化問題に関連した保険金支払額の増大が関心の的となる。ミュンヘン再保険会社によれば、1990年代の自然災害による世界の保険金支払額は30年前とくらべて15倍になっていると報告されている<sup>9</sup>。

特に再保険会社の場合には、関心の焦点は潜在的な大規模災害の可能性におかれている。特に、気候変動問題への関心が高い。これは、大規模災害の場合の保険金支払の大部分が再保険会社によって支払われているからである。

損害保険会社は、環境専門家を自社やグループ会社に積極的に配置し、そうした専門家が顧客企業の環境責任の財務的な影響を分析し、環境側面からの経営リスクを低減させるために、顧客企業と一緒に取組を行う等の活動を拡大させている<sup>10</sup>。

また、損害保険会社は、地球温暖化のような気候学的現象や台風の増加頻度などを分析する、金融業で最先端のノウハウを有しており、分析結果は顧客に提供されている<sup>11</sup>。近年では、保険と証券の境界線も曖昧なものになりつつあり、損害保険会社が天候デリバティブなどを扱う例も増えている。

---

<sup>9</sup> [http://www.munichre.com/customer\\_relations\\_e/cr\\_e\\_u2\\_naturkatastrophen\\_klimaaenderung.html](http://www.munichre.com/customer_relations_e/cr_e_u2_naturkatastrophen_klimaaenderung.html)

<sup>10</sup> 例えば、スイス再保険会社では、環境ソリューションチームという名称の組織を設置し、2000年度において約30の案件で顧客と環境配慮推進のための取組を行っている（スイス再保険会社環境報告書2000より）。

<sup>11</sup> 一例として、ミュンヘン再保険会社の1999年のヨーロッパにおける冬季の暴風に関するレポートを事例としてあげることができる。[http://www.munichre.com/aktuelles\\_forum\\_e/pdf/winterstuerme\\_e\\_.pdf](http://www.munichre.com/aktuelles_forum_e/pdf/winterstuerme_e_.pdf)

## 2.2 金融業における環境配慮行動の社会的意義と類型

### 2.2.1 金融業における環境配慮行動の社会的意義

欧米の金融業は、この 10 年で環境配慮行動を進展させてきた。この背景には、金融機関も社会の一構成員として、企業市民としての立場を自覚し、持続可能な社会を実現するための企業の社会的責任<sup>12</sup>を全うしていかなければならないとの認識がある。同時に、持続可能性の観点からの顧客企業のリスクが、金融機関自身のブランドや評判にも直接影響を与えるものであるという認識もある。

この結果、特に大手金融機関は専任スタッフを雇用して、環境問題が組織の経営及びリスク管理プロセスにどう影響を及ぼすかを注視する体制を構築している。

このような金融業における環境配慮行動の社会的意義は、金融業自らが事業に関わって生じる環境負荷を低減させることで環境保全に貢献すること以外に、それが融資や投資の対象となる企業や個人、被保険者となる企業や個人の環境配慮行動を促進するという点にある。

一般企業は、金融機関にくらべて環境負荷に直接関わっているケースも多く、理解も進んでいると考えられる。しかし、環境対策を単に法律で決められた厄介ごと、コスト増加要因だとする企業もある。金融機関は、環境問題に対する関心を一般的なものとするよう、顧客企業に働きかける機能を有している。こうした情報を共有することで、顧客企業が環境対策を促進していくことが期待できる。

単なる情報提供にとどまらず、金融機関が顧客企業の環境対策の取組を評価し、取引条件（例えば資金調達コストの高低）に反映させることは、企業の環境対策を促進するインセンティブとなって機能する。こうした行動は、企業の環境対策を一層、促進することになると考えられる。

同時に、顧客企業が環境ビジネスや環境関連プロジェクトの担い手である場合には、金融機関がその事業性を評価し、取引条件に反映する行動は、優良な案件を峻別し、そこに必要な資金を供給する行動に繋がり、結果的に優良な環境ビジネスや環境関連プロジェクトを育成していくことに貢献する。

金融機関の取引先である個人に対しても、金融機関は、環境配慮行動にインセ

---

<sup>12</sup> 企業の社会的責任（Corporate social responsibility）とは、企業活動をその企業だけではなく、広く社会に対して影響を及ぼすものとして捉え、企業は社会的な存在として、自社の利益・経済合理性だけで行動するのではなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益を考えて行動するべきである、社会的な責任を果たすべきであるとする考え方。社会に対する影響としては、例えば工場の排水による公害問題など環境に及ぼす影響、国際化やリストラなどによって従業員や地域社会および国家経済に及ぼす影響などがある。こうした企業の社会的責任は、法的責任、経済的責任、制度的責任、社会貢献に分類されることもある。近年、ヨーロッパでは再びその重要性が強調されており、サステナビリティ社長ジョン・エルキントン氏の提唱する“トリプル・ボトムライン”という概念も、企業評価における企業の社会的責任の重要性を強調したものである。欧州の大手金融機関の多くが、経営課題としてこれを掲げている。

ンティブを与えるような金融商品を提供することによって、生活者を方向づける機能を有している。また、環境問題に関する情報の提供、金融機関の環境配慮行動に関する情報の提供によっても、生活者の環境問題への関心や認識を高めることができ、ひいては生活者の環境配慮行動を一層、促進することにも繋がると考えられる。

## 2.2.2 金融業における環境配慮行動の類型

金融業が環境配慮行動を行おうとする動機には、企業の社会的責任の全う、自らのブランドや評判への悪影響回避のほか、それが事業上の「機会」獲得と「リスク」回避に繋がるといった想定がある。以下に各業務別にその主要な内容を示す。

### (a) 機会の側面

融資業務：融資業務において、金融機関は貸倒れを回避するために環境指標を信用度を測る手段として重視し始めている。同時に、これらの指標は環境問題が深刻化していく状況下での成長企業を評価する場合にも有効なものとなる。金融機関は成長業種、成長企業に対する新たな融資機会を獲得したいとしている。

投資業務：金融機関は、企業の環境効率性や社会的責任に関する取組<sup>13</sup>の評価にもとづいた金融商品の認知は進んでおり、投資家の数も増加していると考えている。ファンドマネジャーは、将来のマーケットリーダーやイノベーターに相応しい企業を、長期の投資対象として見つけようとしており、将来、こうした企業の企業価値が上昇することで、収益機会を獲得することができると考えている。

補償業務：補償業務に関わる金融機関にとって、顧客の環境リスクの増大は、新種保険の開発など新たな事業機会の獲得に繋がると考えている。さらに環境問題が深刻化していく状況下での成長業種、成長企業に対する新たな補償機会を獲得したいとしている。

### (b) リスクの側面

融資業務：融資業務に関わる金融機関にとって、借り手の元利払いが滞ることと担保価値の損失が最も大きな関心事であることはいうまでもない。

---

<sup>13</sup>社会的責任に関する取組には、例えば人的資源への配慮（職場の安全と健康の確保、自社株保有制度、差別禁止、人権保護など）・環境への配慮（資源の節約、有害物質の排出削減、地球環境問題への取組など）・利害関係者への配慮（投資家、取引先、消費者、コミュニティーなど）などをあげることができる。各企業のこうした取組を評価し、銘柄選定を行う投資行動が社会的責任投資である。

環境問題は、直接にこれらの問題に影響しうるようになっている。金融機関はデューデリジェンス実施費用の増大と法律遵守のための弁護士費用の増大に直面している。さらに金融機関自身が担保の保有者となる場合には、過去のデューデリジェンスを怠っていたために、予想通りの担保価値を回収できないという事態にも直面する。さらに多くのストラクチャードファイナンスやプロジェクトファイナンスに関して事前の環境デューデリジェンスの重要性は増大している。

**投資業務：**投資家やファンドマネジャーは、投資先企業のバランスシートとキャッシュフローに関心を持っている。環境問題がバランスシートとキャッシュフローに影響を与える度合いは増大する方向にある。投資家やファンドマネジャーの関心事として企業イメージということがあげられる。環境破壊を引き起こす災害や社会的責任の怠慢によって批判が巻き起こり株価が深刻な打撃を受けたメーカーの事例が過去にあるからである。

**補償業務：**補償業務に関わる金融機関にとって、顧客の環境リスクの増大は、まず、保険金支払いの増大という形で現れる。その結果、保険会社は保険商品の提供機会を狭める可能性がある。損害賠償請求が環境問題の深刻化との関連性を強めていくため「大数の法則」<sup>14</sup>が働きにくくなり、保険会社は保険商品の提供に慎重にならざるを得ないからである。補償業務に関わる金融機関は環境面からのリスク管理の機能がより一層求められる。

同時に、金融業も資源節約がコスト削減に寄与することはいうまでもない。金融機関での使用済み品のリサイクルによる収入、省エネルギー、出張の削減、コンピュータ経費の削減などがコスト削減の機会である。

さらに、金融業は、自らの活動が環境や社会問題には大きな影響を与えないと主張することはもはや困難になっている。例えば海外の金融機関は、途上国での事業活動に関連して、さまざまなステイクホルダーから批判される対象になる事態を経験している。これは、自らの株価の水準に大きな影響を及ぼすリスク要因として認識されている。

加えて、受信面で金融機関が環境配慮行動から評価されるという状況も生じている。預金者、投資家などが金融機関を、環境配慮行動を考慮して選択したり、投資家に情報提供を行う調査機関が評価を行うという事例がある。将来的にこう

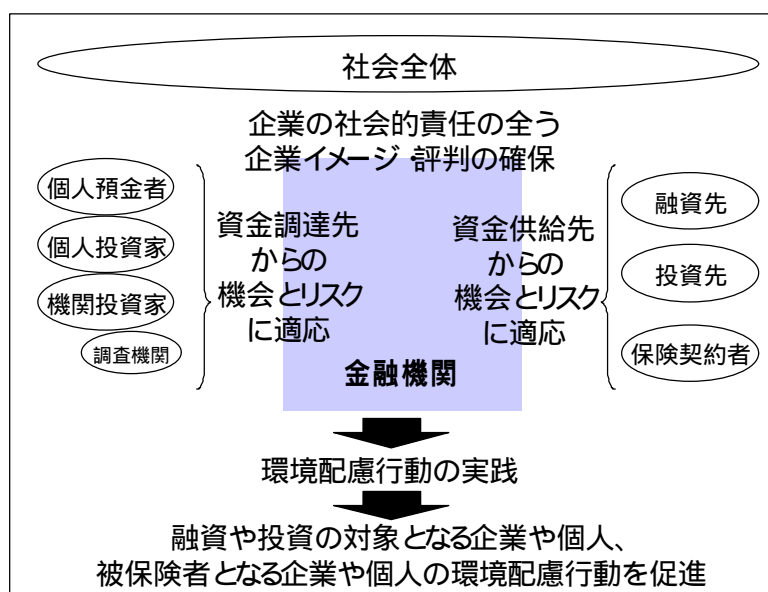
---

<sup>14</sup> ある事象が一見、偶然や、不規則的に見えても、同じ属性を持った事象データを大量に集めれば集めるほど、その事象が一定割合で発生していることが観測できること。

した状況がさらに顕在化することになれば、環境配慮行動の巧拙が金融機関の資金調達能力に影響を及ぼす要因としても認識されることになるだろう。

以上のように、金融機関の社会的責任としての自覚や機会とリスクへの適応という経済合理的な行動によって牽引され、しかもそれが前述のような、融資や投資の対象となる企業や個人、被保険者となる企業や個人の環境配慮行動を促進するという社会的意義に繋がるという点が金融業の環境配慮行動の特徴だといえる。

図表 2.1 金融業の環境配慮行動の動機と社会的意義



次ページの図には、内外の事例に則して、環境配慮行動を体系的に理解するための類型を示す。「融資業務」、「投資業務」、「補償業務」という業態を一方の区分として、「機会」の側面からは、「企業の環境経営全般に焦点を当てたもの」、「環境保全型プロジェクト、ベンチャー、新市場に焦点を当てたもの（地球温暖化問題に関連するものを含む）」という区分を行う。「リスク」の側面からは「土壌汚染問題等の環境リスクに焦点を当てたもの」という区分を行う。さらに、「機会」と「リスク」の双方の側面から「組織内の環境負荷低減に焦点を当てたもの」、「環境コミュニケーション行動に焦点を当てたもの」、「各機関共通の認識形成に焦点を当てたもの」という区分を付加する。この図は、本調査研究における検討の視座を提供するものである。

なお、「融資業務」、「投資業務」、「補償業務」はあくまで「間接金融」、「直接金融」、「リスク転嫁」という金融機能を示すものであり、「銀行」、「証券会社」、「保険会社」という組織に対応するものではない。今日、金融機関の業態乗り入れがわが国においても進行しており、その点の注意は必要である。



図表 2.2 証券業における環境配慮行動の類型

は環境配慮行動の例示	
企業全般に焦点を当てたもの	<p>融資審査での環境配慮の反映</p> <p>投資銘柄選定での環境配慮の反映</p> <p>一般保険引受での環境配慮の反映</p>
環境保全型プロジェクト、ベンチャー、新市場に焦点を当てたもの	<p>環境保全対策、環境ビジネスへの優遇融資</p> <p>環境分野のプロジェクト投資</p> <p>環境ベンチャーへの投資</p> <p>排出量取引等の仲介</p> <p>天候デリバティブ</p> <p>環境保全対策、環境ビジネスへの保険</p>
土壌汚染問題等の環境リスクに焦点を当てたもの	<p>融資審査での環境配慮の反映</p> <p>新種保険開発</p> <p>環境リスクを引き受ける保険での環境配慮の反映</p>
組織内の環境負荷低減に焦点を当てたもの	<p>環境方針策定</p> <p>ISO 14001 取得</p> <p>環境監査</p> <p>省エネルギー</p> <p>省資源（紙利用等）</p>
環境コミュニケーション行動に焦点を当てたもの (取組の発信) (働きかけ)	<p>環境会計</p> <p>環境パフォーマンス指標作成</p> <p>環境報告書発行</p> <p>環境情報の提供</p> <p>コンサルティングサービスの提供</p> <p>寄付</p> <p>基金設立</p>
各機関共通の認識形成に焦点を当てたもの	<p>各種ガイドラインの作成</p>
融資業務	
投資業務	
補償業務	

## 2.3 これまでの環境政策上の位置づけ

### 2.3.1 国連環境計画ファイナンスイニシアチブ

こうした金融業の環境配慮行動を、政策に促そうとする動きは、国連環境計画（UNEP）のファイナンスイニシアチブプログラムが代表的である。

国連環境計画は1972年から、環境保全と両立する経済発展を促進させるための活動を進めてきたが、銀行家や投資家は利益を確保しつつ、環境保全に対する貢献ができるとの認識から、1991年に地球サミット準備作業の一環として、国際的金融機関にそうした銀行の役割に関して認識の共有を求めた。これに呼応して銀行界としての環境保全のコミットメントを宣言する動きが起こり、1992年におよそ30の銀行により「銀行による環境及び持続可能な発展に関する宣言」に署名がなされた。

この宣言は、1997年に「金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP）宣言」<sup>15</sup>と改称され、一部改定が行われたが、金融業の環境配慮行動の社会的意義とその在り方を簡潔に要約している。

すなわち、「金融サービス部門は、他の経済部門と協力することにより、持続可能な発展の重要な貢献者たると我々は考える。」とその社会的意義を認識した上で、「我々の事業に適用される地方、国、国際レベルの環境法規に従うことを約束し、環境的配慮をあらゆる市場において、活動、資産管理、又その他の事業決定に組み入れて行くよう努力する。」と環境配慮行動の重要性を宣言している。

具体的には、「持続可能な発展を実現させる最高の方法は、適切な費用効果的  
法規及び経済的手段の枠内で市場を機能させることであると、我々は信ずる。」と経済合理性を前提としつつ、「我々は、環境保護促進となる製品及びサービスを発展するよう金融サービス分野に推進を促す。」と事業機会としての行動と、「国内及び国際事業両方において、環境上のリスクを把握しその度合を測定することはリスクを評価し管理するための通常過程の一つであると認識する。我々の取引先に関しては、企業が適切な環境法規に従っていること又環境上健全な方針を採っていることが効果的に企業管理が行われているのを示す重要な要素であると考え。」、「我々の取引先が環境リスクを減らす自己の能力を強化させ、持続可能な発展を促進することができるよう必要に応じて、我々は取引先と共に情報を分かち合う。」とリスク対応としての行動をとることをうたっている。

さらに、「我々は、エネルギー効率、再生、廃棄物減少を含む環境管理に最善を尽くすよう努力する。また、同じように高い環境基準を導入している共同事業

---

<sup>15</sup> 本報告書参考資料1参照。

者、供給者、下請契約者と事業関係を結ぶよう努める。」と組織内の環境負荷低減に焦点を当てた行動を、「我々は、金融団体に対し各自の環境政策宣言を作成し発表すること、又、環境的考慮が事業にすでに反映されている段階はどれほどであるかを定期的に報告するよう勧める。」と環境コミュニケーション行動を、「我々は、他の金融団体が当宣言を支持することを奨励する。最良の実施が広く行われるよう我々の経験と知識を彼等と分け合うことを公約する。」と各機関共通の認識形成に焦点を当てた行動をとることをうたっている。

国連環境計画のファイナンスイニシアチブプログラムは、創設以降、数々の調査研究の実施と成果の公表、世界の金融機関のコミュニケーション促進のための年次総会の開催、金融機関の普及啓発のためのセミナーの開催、今日的課題を討議するワーキンググループの組織化などを行ってきた。

1995年には、国連環境計画（UNEP）の保険イニシアチブの活動がスタートしたが、これは数社の損害保険会社と再保険会社がコアのメンバーとなった。

なお、「金融団体による環境及び持続可能な発展に関する国連環境計画（UNEP）宣言」への署名機関数は2002年1月現在で、50ヶ国192機関に達している<sup>16</sup>。また、「保険業界による環境に関するコミットメントのステートメント」への署名機関数は2002年1月現在で、27ヶ国87機関に達している<sup>17</sup>。

### 2.3.2 わが国の環境基本計画における位置付け

一方、わが国においては、国の環境政策の根幹となる環境基本計画<sup>18</sup>において、金融業の環境配慮行動に関連して、以下のような言及がなされており、政策上の課題としての位置付けがなされているといえる。

#### 第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向

##### 第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策

##### 2 あらゆる場面における環境配慮の織り込み

社会経済システムに関しては、環境負荷に直結する資源採取、生産、流通、消費、廃棄に関するシステムにおける環境配慮をより確実なものとするため、関係主体が環境配慮を行う機会を事業などの企画や立案などの意思決定過程に適切に組み込んでいくことを促進します。また、社会全体の方向に大きな影響力を持つ税財政システムや金融システムについて、環境施策全体の中での位置付けを踏まえながら、環境保全の観点にも配慮した検討を行います。

<sup>16</sup> 本報告書参考資料2参照。

<sup>17</sup> 本報告書参考資料4参照。

<sup>18</sup> 環境省編『環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 』平成13年3月（アンダーライン追加）。

### 3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ

#### (2) 環境のための投資

一方、民間投資に関しては、行政の関与、特に規制を必要最小限にとどめることを前提とします。その上で、環境保全に係る外部不経済が強く見られる場合などにおいては、市場価格に環境利用のコストや環境容量の制約条件が適切に織り込まれるように努めます。また、民間における環境投資の促進と一体となった社会基盤の整備、需要面からの環境投資の促進、環境投資のための資金調達の円滑化、環境投資のための支援の枠組みについて検討を行い、民間における環境投資のための環境整備に努めます。

### 第3部 各種環境保全施策の具体的な展開

#### 第1章 戦略プログラムの展開

##### 第9節 環境投資の促進

#### 3 重点的取組事項

##### (2) 民間部門における環境投資の促進

##### ウ 環境投資の促進のための環境整備

##### (ア) 企業における環境経営の促進

また、企業の環境に配慮した経営を行おうとする努力が市場において適切に評価され、消費者や投資家など様々な主体からそのような企業の財・サービスや有価証券などが好ましいものと考えられるようになることにより、さらに環境経営が進められていく環境経営促進のプロセスを確立していきます。

##### (エ) 環境投資のための資金調達の円滑化

投資家の株式などへの投資や金融機関などの企業への出融資に際して、経済的側面に加え、企業の環境保全への取組が判断材料として組み入れられることにより、企業における環境投資のための資金調達の円滑化が図られるための枠組みを検討します。その検討にあたっては、欧米に見られるような収益面のみならず、倫理面、社会的な側面までに配慮した社会的責任投資 (Socially Responsible Investment) の考え方に留意します。

## 第11節 国際的寄与・参加の推進

### 1 現状と課題

国際協力などにおける環境配慮の分野においては、「政府開発援助に関する中期政策」において、ODAの実施に際しての環境配慮が一層明確に位置付けられました。また、国際協力銀行や国際協力事業団の行う主要なODAについては、環境配慮手続きが定められています。さらに、新たに貿易保険を含む輸出信用においても環境配慮ガイドラインが策定され、運用されるようになりました。これら環境配慮の手続き、方法などについては、国内外の取組の進展に配慮しながらその充実が図られるとともに、実施体制の整備が図られてきています。

また、国際協力銀行においては、ODAと輸出信用の両方に係る統合された環境ガイドラインを策定することとなっていますが、それぞれの目的の相違を踏まえながら、整合性ある基準とするよう取り組む方針です。

さらに、民間海外投資における環境配慮については、経済団体連合会などで自主的取組がなされており、民間融資、民間保険においても自主的取組の兆しが見られます。

## 第2章 環境保全施策の体系

### 第3節 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

#### 3 社会経済の主要な分野におけるそれぞれの主体の役割

##### (4) その他

##### イ 金融

金融は経済活動の中で重要な役割を果たしており、企業への資金供給などを通じて環境に大きな影響を及ぼしうるものです。一方、環境保全活動に対する寄付や投資が組み込まれた預金の提供など積極的な取組も行われています。

金融機関については、ベンチャー企業として行われることも多いエコビジネスに財務面からの助言を与えるなどその育成に寄与するとともに、融資や投資の際に対象企業の事業実施に当たっての環境配慮の状況を考慮に入れることや、環境についての情報が不足しがちな中小企業に対して情報を提供し、助言者としての役割を果たすことなどが期待されます。また、国民の環境に対する意識の高まりを背景とする、環境に配慮した経営を行う企業やエコビジネスに対して投資したいという意向の高まりに応えエコ・ファンドなどの環境に配慮した企業への投資の枠組みについて検討を行うことが期待されます。